

富山県立大学情報セキュリティ対策委員会規程

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学情報戦略本部規程第5条第3項の規定に基づき、富山県立大学情報セキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）の組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 本学の情報セキュリティ対策に関すること。
- (2) 情報セキュリティポリシー及び対策基準の制定・改廃に関すること。
- (3) 情報セキュリティインシデント発生時の初動対応、原因分析、対応に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 情報戦略本部長が指名する教員
- (2) その他学長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(運営)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。
- 5 会議は、委員会の決定により、非公開とすることができます。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。